

被扶養者資格についてのご注意



大平洋金属健康保険組合

被扶養者の資格はずっと続くものではありません。
パートの収入が増えたり、別居するなどの生活の変化により、
認定基準を満たさなくなることがあるので注意して下さい。

資格喪失事由に該当し、届出が遅くなると、「喪失事由が発生した日」までさかのぼるため、喪失日以降に病院でかかった医療費を返金していただくことになります。

【こんな時は資格喪失となります！！】

- ①就職して、他の健康保険に加入した時
- ②年収が130万円（60歳以上または障害者の場合は180万円）以上（見込みを含む。）となった時
※見込みとは月額108,334円（60歳以上または障害者の場合は15万円）以上の収入が継続するようになった時点です。
- ③日額3,612円（60歳以上または障害者の場合は5千円）以上の雇用保険失業給付を受給開始した時
- ④別居となり、条件を満たさなくなった時
※被扶養者の収入が仕送額より多い場合、被扶養者資格は喪失です。

【収入について確認が必要です！！】

収入とは、「給与」「年金」「自営業による所得」などの名称に係わらず継続して発生するものであり、全てを合算した金額です。

☆「月収」が継続して、108,334円（60歳以上または障害者の場合は15万円）以上になっていませんか？

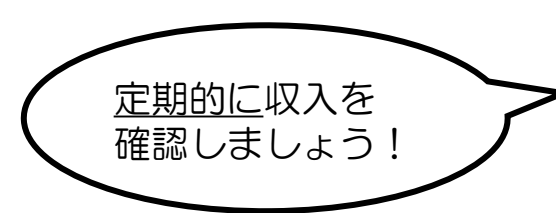
→給与明細や年金振込通知書(月額に換算した金額)などをご確認下さい。(給与や年金額に変更があった場合は特に注意。)

☆「年収」が130万円（60歳以上または障害者の場合は180万円）以上になっていませんか？

→源泉徴収票や確定申告書などをご確認下さい。



該当する場合は速やかに届出しましょう！



定期的に収入を確認しましょう！

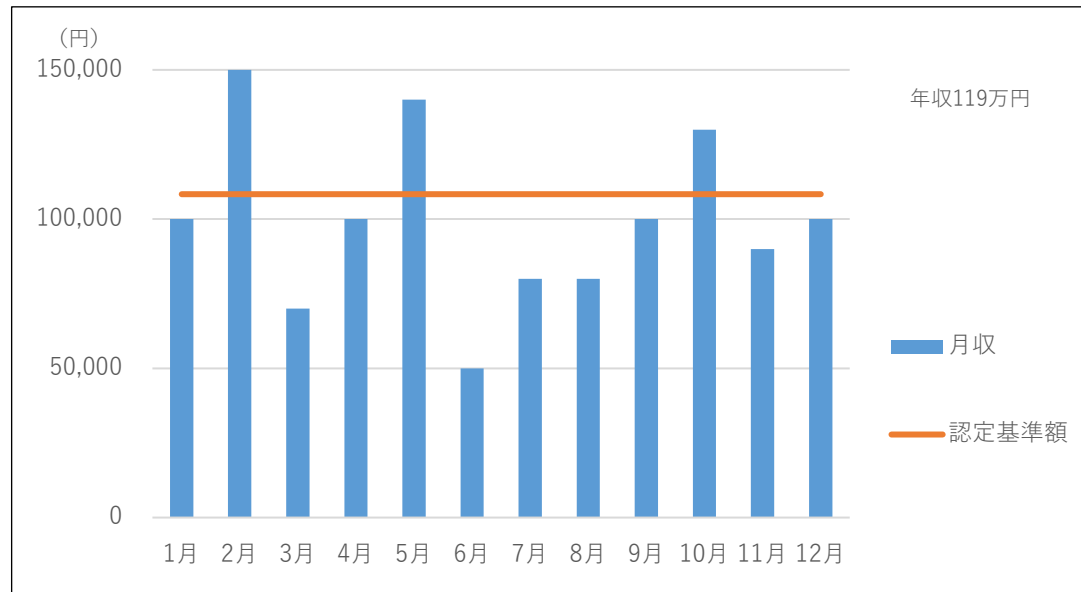
→裏面もご覧下さい。

収入状況による主な例

※認定基準額は年収130万円（月収108,334円）未満です。
（60歳以上または障害者の場合は年収180万円（月収15万円）未満です。）

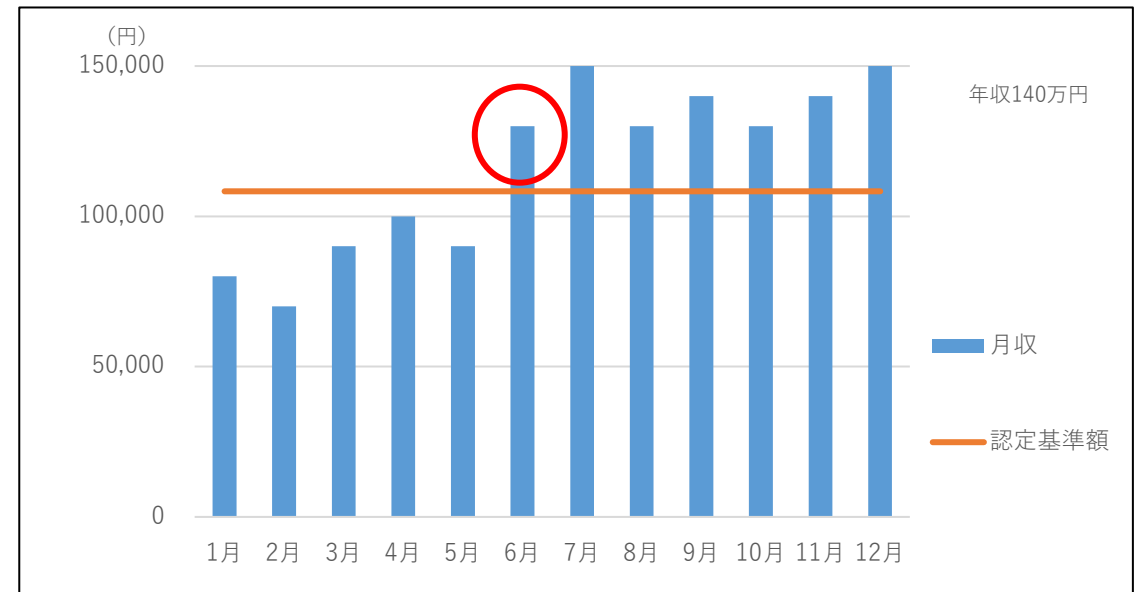
【認定となる場合】

認定基準額の「月収」を超える月は継続していませんし、認定基準内の「年収」となるため、被扶養者資格は認定となります。



【資格喪失となる場合】

6月以降、継続して認定基準額となる「月収」を超えているため、被扶養者資格は喪失となります。
この場合、資格喪失月は6月です。



【収入に係る注意】

パート等による「給与収入」がある方は人手不足等による「一時的な収入増加」（認定基準額以上の収入）の場合はパート先からの証明書により、認定が継続されることもあります。（本取扱は時限的なものです。）

ただし、勤務時間増加などの契約変更で、「一時的な収入増加とみなされない」場合は扶養削除となります。